

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岩手地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 7 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月から 38 年 3 月まで

私の国民年金保険料は、母か妻が納付しており、未納分についてはまとめて納付したはずである。

したがって、申立期間の国民年金保険料のみが未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間については、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しているほか、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母及び妻の保険料は、申立期間を含めすべて納付済みとなっている。

また、申立人の母及び妻に係る国民年金被保険者台帳によれば、申立人の母は自身の申立期間の国民年金保険料について、申立人の妻は昭和 41 年 1 月から同年 3 月までの期間の保険料について、いずれも、附則 13 条に基づく第 1 回特例納付を利用して納付されていることが確認できることから、申立人の母及び妻の納付意識は高く、国民年金制度に対する理解も深かったものと考えられる。

さらに、申立期間は、申立人が結婚する前の期間であり、申立人及びその母の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されているほか、申立人、その母及び妻に係る昭和 40 年度から 44 年度までの 3 人の納付日は、国民年金被保険者台帳から納付日を読み取れる範囲では、おおむね一致しているとみられることを踏まえると、申立期間の国民年金保険料についても特例納付を利用して納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日の記録を昭和32年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：男  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和4年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和32年8月1日から33年4月1日まで

私は、昭和32年6月1日付でD社E支店から同社と合併予定のA社C支店に出向し、同年8月の合併に伴い転勤扱いになった。継続して勤務していたことは間違いないので、私が申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された辞令書、同僚から提出された申立人に係る社員カード（写）及びA社の事業を承継したB社から提出された会社沿革に係る資料から判断すると、申立人が申立てに係る関連会社に継続して勤務（D社E支店から同社と昭和32年8月に合併したA社C支店に同年8月1日に異動）していたことが確認できる。

また、当時の社会保険事務担当者は、「申立人は、昭和32年6月にD社E支店から出向してきて同年8月からは転勤扱いとなった。申立人は本社採用なので本社から付替伝票で厚生年金保険料の請求が来ており、申立期間においても給与から厚生年金保険料を控除していた。」と供述している。

さらに、B社は、「正社員であれば、厚生年金保険に加入する資格があったと思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のD社C支店における昭和33年4月の厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 岩手厚生年金 事案 660

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日の記録を昭和32年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年11月1日から33年4月1日まで

私は、D社E支店から同社C支店に転勤になった。継続して勤務していたことは間違いないので、私が申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚から提出された申立人に係る社員カード（写）及びA社の事業を承継したB社から提出された会社沿革に係る資料から判断すると、申立人が申立てに係る関連会社に継続して勤務（D社E支店からA社C支店に異動）していたことが認められる。

また、当時の社会保険事務担当者は、「申立人は、私の上司であり、昭和32年11月にD社E支店から転勤してきたことを覚えている。申立人は、本社採用なので本社から付替伝票で厚生年金保険料の請求が来ており、申立期間においても給与から厚生年金保険料を控除していた。」と供述している。

さらに、B社は、「正社員であれば、厚生年金保険に加入する資格があったと思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、前述の社会保険事務担当者の供述から、申立人のA社C支店における資格取得日は、D社E支店における資格喪失日と同日の昭和32年11月1日とすること

が妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のD社C支店における昭和33年4月の厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年10月から同年11月までの期間、4年7月から同年8月までの期間及び同年10月から5年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年10月から同年11月まで  
② 平成4年7月から同年8月まで  
③ 平成4年10月から5年10月まで

申立期間については、仕事を辞めた後に、母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたはずである。

したがって、申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及びA町（現在は、B市）作成の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、申立期間は国民年金の未加入期間とされていることから、申立期間に係る国民年金保険料の納付書が発行されることは無く、申立期間の保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人は、昭和57年の国民年金加入当初からA町以外に住民登録をしていないなど、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親は既に他界しているため、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月まで

私は、昭和 48 年 8 月から農業者年金に加入したことに伴い、国民年金については定額保険料と一緒に付加保険料も納付していたはずなので、申立期間について定額保険料のみ納付済みとされ、付加保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料について、農業者年金加入者は制度上、定額保険料と併せて強制で付加保険料を納付する者として扱われているが、国民年金保険料が免除された場合には、強制で付加保険料を納付する者として扱われなくなるため、国民年金保険料を追納する際には、定額保険料のみを追納することとなり、付加保険料を納付することはできない。

また、申立人に係る国民年金被保険者台帳によると、申立期間は、当初、国民年金保険料の申請免除期間であったこと、及び昭和 59 年 3 月に定額保険料のみ追納されたことが確認でき、記録に不自然さはみられない。

さらに、申立期間当時、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻及び農業者年金に加入していた申立人の兄も、その国民年金被保険者台帳によると、申立期間は、いずれも、当初、国民年金保険料の申請免除期間であったこと、及び昭和 59 年 3 月に定額保険料を追納したことが確認でき、申立人と同一の納付状況となっている。

加えて、申立人が申立期間について付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年ごろから26年ごろまで  
② 昭和26年ごろから28年ごろまで

私は、申立期間①に船舶所有者Aが所有するBに、申立期間②に船舶所有者Cが所有するDに、それぞれ乗船していたが、船員保険の被保険者記録が無い。しかし、間違いなく乗船していたので私の船員保険の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、船舶所有者Aは死亡しており、申立人は乗船者の氏名を記憶していないこと及び船員手帳を所持していないことから、申立期間における当該船舶への乗船及び船員保険の適用について確認することができない。

また、年金事務所では、当該船舶所有者について船員保険の適用事業所としての記録は無いと回答している上、同事務所が保管する船舶所有者名簿をみても、当該船舶所有者の記録は確認できない。

さらに、当該船舶所有者が所属していたと思われるE組合（現在は、F組合）では、当該船舶所有者に係る記録は残っていないと回答している。

申立期間②については、船舶所有者Cが所有するDの複数の乗船者の供述により、申立人が当該船舶に乗船していたことは推認できる。

しかしながら、前述のとおり、申立人は船員手帳を所持しておらず、また、当該船舶は、申立期間中にG沖で捕されているが、当時の新聞記事に掲載されている乗船者氏名に申立人の氏名は無いことなどから、当該船舶における申立人の乗船の時期及び期間は特定できない。

また、当該船舶所有者の所在は確認できず、承継事業所であるH社も既に船員保険の適用事業所でなくなっており、その代表者及び役員の所在も不明であるた

め、申立内容を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、当該船舶の乗船者は、「昭和 30 年以前は 1 年から 2 年程度乗船した者については、船員保険に加入していない者もいた。」などと供述しており、必ずしも乗船した者すべてを船員保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、当該船舶に係る船員保険被保険者名簿を確認したところ、申立人に係る記録は無い上、申立期間において被保険者証の記号番号に欠番や乱れは無い。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。